第2章 特揭診療料 第1部 医学管理等

B001-2-8 外来放射線照射診療料

B001-2-8 外来放射線照射診療料

297点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日 保医発0305第4号)

告示

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。
- 注2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算 して7日以内の期間に4日以上の放射線治療を 予定していない場合には、所定点数の100分の 50に相当する点数により算定する。
- 注3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算 して7日以内の期間においては、当該放射線治療 の実施に係る区分番号 A000 に掲げる初診料(注 15及び注16に規定する加算を除く。)、区分番号 A001 に掲げる再診料(注19 に規定する加算を 除く。)及び区分番号 A002 に掲げる外来診療料 (注10 に規定する加算を除く。)は、算定しな い。

(1) 放射線治療医(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が診察を行った日に算定し、算定日から起算して7日間は放射線照射の実施に係る「A000」初診料、「A001」再診料又は「A002」外来診療料は算定できないものとし、当該7日間は、「A000」初診料、「A001」再診料又は「A002」外来診療料を算定せずに、放射線照射の費用は算

通知

(2) 外来放射線照射診療料を算定した場合にあっては、第2日目以降の看護師、診療放射線技師等による患者の観察については、照射ごとに記録し、医師に報告すること。

定できるものとする。

- (3) 放射線治療を行う前に、放射線治療により期待 される治療効果や成績などとともに、合併症、副作 用等についても必ず患者又はその家族に説明し、 文書等による同意を得ること。
- (4) 関係学会による放射線精度管理等のガイドラインを遵守すること。
- (5) 算定した日を含め、3 日間以内で放射線照射が 終了する場合は、本点数の 100 分の 50 に相当す る点数を算定する。